

第 118 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
持ち回り（書面）開催 議事概要

日付 令和 4 年 9 月 21 日（水）

議題 1 「本県の現状について」

[結果]

本県の現状については、資料 1-1 のとおり、昨日 9 月 20 日時点における本県の現状について、確保病床使用率は 34.3%、重症確保病床使用率は 6.7%となっている。また、直近 1 週間の累積新規感染者数は 4,201 人となっている。

直近 1 週間における 10 万人当たり累積新規感染者数と 10 万人当たり療養者数、確保病床使用率の関係については、資料 1-2 のとおり、現在、直近 1 週間の累積新規感染者数と療養者数は、去年冬の数値をまだ上回っているが、確保病床使用率は、8 月下旬には 70%近くまで上昇したものの、その後ピークアウトし、現在は、先程も申し上げたとおり、34.3%となっている。

議題 2 「本県における今後の対応について」

[結果]

資料 2-2 のとおり、「B A. 5 対策強化宣言」は 9 月 25 日（日）をもって終了することとする。一方、確保病床使用率が 20%以上の状態が続いていることから、「感染拡大防止対策期」については、10 月 16 日（日）まで延長することとする。

「B A. 5 対策強化宣言」の終了に伴い、県民の皆さまへの協力要請については、外出する場合にできる限り家族や普段行動を共にしている方と、少人数で行動するようこれまでお願いしていたが、宣言前と同様に、同伴者や人数に制限を設けないこととする。

事業者の皆さまへの協力要請については、来訪者の検温・体調確認や、入店、入館時におけるマスク着用、手洗いの励行などを、通常の感染防止策として位置づけ、宣言前と同様に、協力要請の項目から外すこととする。

一方、「感染拡大防止対策期」の延長に伴い、県民の皆さまには、引き続き、感染した際の自宅療養に備えて食料品や衛生用品等を備蓄することや、医療機関でのルールを守ることや診療時間内に受診することなどについて、協力要請する。また、事業者の皆さまには、感染者・濃厚接触者となった従業員に、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する証明書の提出を求めないことなどについて、引き続き、協力要請する。

療養の考え方の転換・全数届出の見直しについては、資料 2-4 のとおり、先般、国から示された「With コロナに向けた政策の考え方」に沿って、9 月 26 日以降、オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者など重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく医師の届出

(発生届)の対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定し、重点化を進めていくこととする。

65歳以上の方、入院を要する方など4類型に該当する方については、これまでと変更はなく、保健所からの連絡を受けての療養となる。

一方、発生届の対象外となる若い軽症者等の方が陽性となった場合は、ご自身で健康管理を実施していただくことになる。医療機関で陽性と診断された場合や、薬局で購入した検査キットで陽性が判明した場合は、ご自身で陽性者登録センターへの登録をしていただくようになる。

療養中に、急激な発熱など病状が急変した場合は、かかりつけ医等へご相談いただくほか、夜間・休日などでかかりつけ医等に相談できない場合には、健康相談コールセンターに電話をしていただければ、対応する。また、陽性者登録に関する案内も、健康相談コールセンターで行う。

自宅待機期間の考え方の見直しについては、既に9月7日から適用となっているが、改めて説明すると、症状のある方は、喉の違和感や咳などの症状が出た日(発症日)から7日間が経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から療養解除となり、検査なしで職場等への復帰が可能となっている。

一方、症状のない方は、検査で陽性となった日(検体採取日)から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除となるが、5日目に検査キットで陰性を確認した場合には、6日目に療養解除することが可能となっている。

ただし、症状のある方は10日間が経過するまで、症状のない方は7日間を経過するまでは感染リスクがあるので、ご高齢の方などハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスク着用など、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

かがわ安心飲食店認証基準の改正については、[資料2-5](#)のとおり、国における見直しに伴い、換気のために空気の流れを阻害しないこと等の観点から、会計時における透明ビニールカーテン等の遮蔽物の設置を不要とするなど、10月1日から、基準の一部見直しを適用する。

イベント等の開催に係る留意事項については、[資料2-6](#)のとおり、同一イベントにおいて「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分できる場合は、「大声なし」エリアでは収容率を100%以内とできる取扱いが追加となり、9月26日から適用する。

最後に、県民の皆さまへのメッセージをお伝えする。

本県の感染状況は、8月中旬のピーク時と比較すると大きく減少し、確保病床使用率も50%を安定的に下回って推移するなど一定の改善が見られるものの、対策期を引き下げる段階には至っていない。

県民の皆さまには、「感染拡大を止めるには一人ひとりの意識が要(かなめ)」ということをし、引き続き意識していただき、基本的な感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底をお願いしたい。

なお、資料2-1の次に、掲示用の資料を添付しており、事業者の皆さま、集客施設などの関係者の皆さまには、この掲示用資料の掲示について、引き続きご協力をお願いします。

国においては、高齢者や重症化リスクのある方に対する適切な医療の提供を中心とする考え方に転換しており、本県においても、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとした、Withコロナに向けた新たな段階に移行することを基本的な考え方とし、これに沿って、一日も早く日常生活や社会経済活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の防止とともに、保健医療提供体制の確保に注力し、県民の皆さまの健康や暮らしを守れるよう引き続き全力で取り組んでいく。

当該事項は、書面審議により、原案どおり了承された。